

新しい法律のご紹介 (第7回)

行政手続法—公正で透明な事前手続をめざして

2000年11月

神戸市中央区元町通7丁目1番2

ネオアージュ神戸元町1階103号室

宮内法律事務所

TEL 078-341-5005

FAX 078-371-1650

E-mail miyauchi@pure.ne.jp

国民生活の重要な影響を及ぼすと思われる新しい法律を、できるだけ易しい言葉で紹介するコーナーです。第7回は「行政手続法」です。

行政手続法は、1993年11月に成立し、1994年10月から施行されています。

しかし、この法律は大きな影響を与えるにもかかわらず、国民にも、また、私たち法律家にも馴染みが薄い法律でした。しかし、以下にご説明するように、重要で、また、近時情報公開法が制定されたこともあいまって、身近な法律になったといえます。

戦後日本は、主として行政法を大陸法系から継受しましたが、憲法はアメリカ(及びイギリス)から学びました。前者は、行政権の第一次判断権を尊重する、その意味で行政の優越性を認めていましたが、後者は、全ての国家権力は憲法の下にあるとの考えで、殊に行政が国民に権利を否定し、義務を科すには、デュープロセス(適正手続)が必要であるという法理を有していました。官僚政治が幅を利かせ、真の民主主義が育つことが困難なわが国では、行政の事前過程を統制する「行政手続法」が育たなかったのは、この意味で理解できます。しかし、過度の行政指導が企業の無責任で行政依存型体制を生じさせ、規制権限をちらつかせ、企業と癒着した通産・建築行政の墮落や、証券不祥事での大蔵省の過干渉等が問題視され、最後には、日米構造協議でのアメリカ側からの圧力で成立したのが、行政手続法なのです。本来これにより行政過程が透明になるはずでしたが、成り立ちがこのようなものでしたので、これまでこの行政手続法はあまり着目を集めてきませんでした。しかし、1999年5月に情報公開法が成立しましたので、今後は両法を駆使して、行政の透明化を図る必要があります。それでは少し内容を見てみましょう。

法律は、大胆に要約すれば次のような理念とその内容を有しています。まず、①行政の透明化です。このため、行政処分をするには、審査基準の設定やその基準の公表を行政機関に義務付けています。②国民が不利益処分を受けるには、その国民の言い分を聞かなければならないという原則を導入したことです。法は、不利益の内容が深刻な場合は、聴聞を、それ以外では、弁明の機会を与えなければなりません。③行政指導の限界を定め、これに規制をかけたことです。これまで行政指導には法の規制がかかりにくかったのを、法は正面から認めたのです。

もし貴方が、ある特定の許可(飲食店や風俗営業の許可を想像して下さい)を求めたところ、行政は書面を恣意(しい)的に受け取らなかったり、行政指導で変更を求めたり、またいくら待っても判断をしない、こちらの言い分を聞かないとなったら、行政手続法の出番です。この場合は、情報公開法を利用して、行政内部の文書の開示を行うことにより、より行政の横暴をけん制することができます。このようなことを考えると、行政手続を透明化するには、一人一人の市民の力が大切です。かつて学んだ、「法の実現における私人の役割」(東京大学法学部田中英夫教授)を思い出しました。